

請求人 ●● ●● 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 9 月 5 日に提出されました住民監査請求書については、次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

1 請求の要旨

本件請求における請求人の主張は、次の通りと解しました。

- (1) 請求人は、地方税法第 15 条の 7 第 1 項に規定する滞納処分の停止の要件に該当するにもかかわらず、三田市は滞納処分として請求人の生活費であるパート収入 3 か月分の内から 49,000 円を差し押さえ、さらに、還付金 61,400 円を差し押さえたことは違法であることから、これら差し押さえた金銭の返還を求めるとともに、地方税法に基づいた適切な対応を行うよう改善を求める。
- (2) 上記(1)による違法・不当な行為によって、生活困窮の状況にある請求人の生活再建を阻害することから、人権を不当に侵害するものである。
- (3) さらに、当該違法・不当な行為によって、生活困窮者は生活保護を受給する可能性があることから、生活保護受給者の増加に伴い三田市に損害が生じるものである。

2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の制度は、住

民訴訟の前置手続として、普通地方公共団体の長又はその他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずるべきことを請求することができる旨が規定されています。

3 本件請求に対する監査委員の判断

法第 242 条第 1 項では、住民監査請求ができるのは、財務会計上の違法又は不当な行為又は怠る事実があると認めるときとされ、具体的には、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実のいずれかに該当する必要があります。

しかしながら、請求人の主張は、三田市の職員が行った滞納処分に関する不当性を主張しているだけで、財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実とはならず、三田市が当該行為により被った損害についても、現時点において一切見受けられません。

なお、最高裁においても「たとえ違法・不当な行為あるいは怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象とはならない。」（最高裁第一小法廷判決 平成 6 年 9 月 8 日）と判示されていることから、本件請求は住民監査請求の対象とはなりません。

4 結論

以上のことから、住民監査請求の要件である三田市の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為や怠る事実の主張がないことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、当該請求書の形式的要件に不備が生じているものの、請求書に自署されていないことは押印がなされていることで請求人の意思確認がされたものとみなし、また、宛先等が「三田市監査委員事務局」とあるのは「三田市監査委員」と読み替えました。